

**「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」
公募型プロポーザル実施要領**

この公募型プロポーザル実施要領（以下、「本書」）は、クリアウォーターOSAKA 株式会社（以下、「当社」又は「発注者」）が「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」（以下、「本業務」）を発注するため、本業務を受注する民間事業者（以下、「受注者」）の募集及び選定を行う手続き等を定めるものである。

また、本書は、プロポーザル参加希望者（以下、「参加者」）に交付するものであり、本書及び別冊とともに以下の書類で一体を成すものである（これらの書類を総称して、以下、「プロポーザル実施要領等」）。

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 要求水準書
- ③ 提案評価基準
- ④ 様式集
- ⑤ 契約書（案）
- ⑥ 設計図書
- ⑦ その他、発注者が公表した書類
- ⑧ 上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、当社に提出するものである。

目次

1. 業務概要	4
1.1. 業務名称	4
1.2. 業務対象区域	4
1.3. 業務目的	4
1.4. 対象施設及び業務内容	4
1.4.1. 対象施設	4
1.4.2. 業務内容	4
1.5. 契約期間	5
1.6. 事業者の選定方法	6
1.7. 法令等の遵守	6
2. プロポーザル参加に関する条件等	6
2.1. 参加者の構成等	6
2.2. 参加資格要件	6
2.2.1. 通則	7
2.2.2. 関係会社の参加制限	7
2.2.3. 参加者の条件等	9
2.2.4. 各業務を行う者の要件	10
2.3. 参加資格確認基準日	13
2.4. 失格自由	13
2.5. 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い	13
2.6. 業務規模	13
2.7. 募集に関する留意事項	14
2.7.1. 公正な募集の確保	14
2.7.2. 募集の取りやめ等	14
2.7.3. 応募の無効	14
2.7.4. 実施要領等の承諾	14
2.7.5. 費用負担	14
2.7.6. 使用言語、単位等	14
2.7.7. 提出書類の返却等	14
2.7.8. 特許権等	15
2.7.9. 提供書類の取り扱い	15
2.7.10. 1参加者の複数企画技術提案の禁止	15
2.7.11. その他	15
3. 募集、選定等の日程及び問い合わせ先	15

3.1.	各種手続きスケジュールおよび方法	15
3.2.	プロポーザル審査事務局	16
4.	募集に関する手続等	17
4.1.	参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問の受付	17
4.2.	参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問への回答公表	17
4.3.	参加表明書及び参加資格確認書類の受付	17
4.4.	参加資格確認結果の通知	17
4.5.	企画技術提案書に関する質問の受付	17
4.6.	企画技術提案書に関する質問への回答公表	18
4.7.	企画技術提案書の受付	18
4.8.	応募の辞退	18
5.	最優秀提案事業者の決定等	18
5.1.	プロポーザル方式審査委員会の設置	18
5.2.	企画技術提案の審査	19
5.2.1.	企画技術提案に関するヒアリング	19
5.2.2.	企画技術提案審査	19
5.3.	審査結果の通知等	19
5.4.	参加者がいない場合の取扱い	19
5.5.	参加者が1者であった場合の取扱い	20
5.6.	契約手続き	20
5.6.1.	契約の締結	20
5.6.2.	最優秀提案事業者と契約を締結しない場合	20
6.	提出書類	20
6.1.	プロポーザル参加表明時の提出書類	20
6.1.1.	作成にあたっての留意事項	20
6.1.2.	提出書類	20
6.2.	企画技術提案書提出時の提出書類	22
6.2.1.	作成にあたっての留意事項	22
6.2.2.	提出書類	22
6.3.	参加表明時、参加資格確認書類又は企画技術提案書類に関する質問の提出書類	24
6.4.	参加辞退時の提出書類	24
別添	管路調査清掃業務付き小規模維持工事における共同企業体等の取扱いについて	25
	(例) 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事 (2022) 共同企業体協定書 (甲型案)	27
	(例) 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事 (2022) 共同企業体協定書 (乙型案)	31

1. 業務概要

1.1. 業務名称

「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」

1.2. 業務実施対象区域

本業務は、「都島区・旭区・城東区・鶴見区」を主たる業務対象区域としている。

ただし、発注者は、予算等の都合により市内全域を業務対象区域として、受注者に業務指示を行うことができる。

1.3. 業務目的

本業務は、当社がこれまで個別に契約してきた下水管路等の調査清掃業務と小規模維持工事について、管路管理センター単位で複数年契約にて包括的な発注を行うことで、これまでのような設計図書に基づく仕様発注を基本としつつも、受注者のノウハウや創意工夫を促し、中浜管路管理センター管内の下水道管路施設等の機能維持、維持管理業務の効率化やサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

1.4. 対象施設及び業務内容

1.4.1. 対象施設

本業務の対象となる施設は、要求水準書に基づく業務実施対象区域の以下の施設である。

- ① 管きよ（円形）、暗きよ（円形以外）
- ② マンホール、会所
- ③ 集水ます
- ④ 取付管
- ⑤ 街きよ（雨水ます・雨水管）
- ⑥ 水路
- ⑦ 付帯施設（舗装・緑石ブロック・車止めポスト・立入防止柵・門扉等）

1.4.2. 業務内容

業務内容は、下記のとおり下水道管路施設等に係る定型的な管理保全業務とそれを適切かつ効率的に実施していくための統括管理業務とする。

(1) 統括管理業務

① 一元的管理業務

発注者との連絡調整、本業務に関わる業者間調整
作業実施体制の構築（班体制・資器材、作業車手配）
安全管理、施工管理、施工記録の作成

セルフモニタリング、業務改善

- ② 進捗管理業務
 - 業務計画作成
 - 出来高管理
- ③ 業務報告書作成業務
 - 報告書作成・照査
- ④ 下水道管路施設の維持管理にかかる提案
 - 本業務の次期発注に向けた改善点の提案
 - 大阪市の下水道管路施設の維持管理の効率化、品質向上、コスト削減に対する提案

(2) 定型的管理保全業務

- ① 計画的実施業務
 - 定期清掃業務
 - 本管（油脂付着・勾配不良・伏越し等）
 - 街きょ（雨水ます、雨水管）
 - 本管調査（TV カメラ）に伴う事前清掃業務
 - 老朽管きょ調査業務（TV カメラ・目視）
- ② 緊急対応業務（下水管閉塞・陥没・苦情対応等）
 - 緊急調査業務
 - 緊急清掃業務
 - 緊急修繕業務
- ③ 随時対応業務（各種業務に付随、住民や施設管理者等の要望対応等）
 - 腐食環境箇所等の管きょ調査業務（TV カメラ・目視）
 - 他工事関連の状況調査に伴う事前清掃業務
 - 下水管路等の清掃業務
 - （本管・集水ます・マンホール・街きよます・街きよ・水路等）
 - 下水管路等損傷箇所の修繕・取替、軽微な改良（新設）工事
 - （本管・取付管・集水ます・マンホール・マンホール蓋・水路敷の立入防止柵等）
 - 排水設備設置に伴うます及び取付管の整備工事
 - 管理保全業務に係る工事・業務に伴う舗装復旧工事、交通誘導、仮設工等

(3) 災害対応業務

- ① 災害時支援の提案
- ② 災害時支援の実施

1.5. 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結日から 2025 年 11 月 28 日までとする。業務実施スケジュールは、「表 1-1」のとおり予定している。

表 1-1 業務項目とスケジュール

業務項目	スケジュール
契約の締結	2022 年 8 月
準備・引継ぎ期間	契約締結日から 2022 年 9 月 30 日まで
業務開始	2022 年 10 月 1 日から
契約終了	2025 年 11 月 28 日

1.6. 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

1.7. 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり、下水道法、その他関係する法令、条例、規則及び基準等を遵守しなければならない。

2. プロポーザル参加に関する条件等

2.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、下記の「※ 第三者に請け負わせることができない業務」は第三者に請け負わせることはできない。

※ 第三者に請け負わせることができない業務

- 統括管理業務
- 定型的管理保全業務のうち、下水管路施設等の清掃業務に伴う汚泥等の収集運搬

- ① 参加者は、単独企業又は共同企業体及び組合（事業協同組合といった複数の企業により設立された団体全般を指す）（以下、「共同企業体等」とし、共同企業体等を構成する企業を「構成員」という）とする。
- ② 共同企業体等として参加する場合は、本実施要領の別添「管路調査清掃業務付き小規模維持工事における共同企業体等の取扱いについて」に示す取扱いとする。
- ③ 参加者は、企画技術提案に必要な諸手続きを行うほか、最優秀提案事業者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行うこと。

2.2. 参加資格要件

参加資格要件の有無は、「2.3. 参加資格確認基準日」において決定する。

2.2.1. 通則

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ① 建設業法第 28 条第 3 項又は同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと。
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱又は当社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。また、当社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反した場合、同法に基づく処分が明らかになった日から 3 か月を経過している者であること。
- ⑦ 近畿府県外において談合の容疑により会社の代表者、役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことが明らかになった場合、その日から 3 か月を経過している者であること。
- ⑧ 談合等によりプロポーザルの公正を害するような不正行為をしていないこと。
- ⑨ 本プロポーザル参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の本プロポーザル参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない）。
- ⑩ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。
- ⑪ 要求水準書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

2.2.2. 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの 1 者し

か参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する 2 者の場合

- ① 組合（共同企業体を含む。）とその構成員
- ② 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ③ 一方の会社等の代表者と、他方の会社等の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- ④ 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
- ⑤ 一方の会社等の当社の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

2.2.3. 参加者の条件等

参加者は、次に掲げる条件を満たす者（構成員）で構成されていること。

(1) 単独企業

- ① 下記のすべての登録をしていること。
 - 令和3・4・5年度大阪市入札参加資格者名簿（工事）に「010 土木一式工事」で登録、かつ希望種目（土木工事）で登録されており、経営事項審査の総合評定値（P点）が800点以上であること。
 - 令和元・2・3年度大阪市入札参加資格者名簿（物品・委託）に承認種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」及び「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」の両方で登録されていること。
- ② 建設業法に基づく「土木工事業」にかかる特定建設業許可を有していること。
- ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定される次の許可を有していること。
 - 大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可（許可項目：汚泥、がれき類）
- ④ 下記のすべてにおいて2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。
 - 当社または大阪市発注の土木一式工事
 - 流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）
- ⑤ 以下に掲げるすべての条件を満たす技術者を専任で配置できること。専任で配置予定の技術者は、2022年6月1日現在で、他の工事に従事していないこと。
 - 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく「土木工事業」の監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する）
 - 下水道管路施設の築造（新設・改築）又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。
 - 常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、2.3. で示す参加資格の資格確認基準日において3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの
- ⑥ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。
- ⑦ ⑥の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、建設工事の建設工事の種類（土木一式工事）の完成工事高の年平均が「0（ゼロ）」でないこと。

(2) 共同企業体等の代表

- ① 下記のいずれかの登録をしていること。
 - 令和3・4・5年度大阪市入札参加資格者名簿（工事）に「010 土木一式工事」で登

録、かつ希望種目(土木工事)で登録されており、経営事項審査の総合評定値(P点)が800点以上であること。

- 令和元・2・3年度大阪市入札参加資格者名簿(物品・委託)に承認種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」及び「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」の両方で登録されていること。
- ② 建設業法に基づく「土木工事業」にかかる特定建設業許可を有していること。
- ③ 下記のいずれかにおいて2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。
- 当社または大阪市発注の土木一式工事
 - 流域下水道又は公共下水道の清掃業務(浚渫作業)かつ同施設の調査業務(テレビカメラ・目視)
- ④ 以下に掲げるすべての条件を満たす技術者を専任で配置できること。専任で配置予定の技術者は、2022年6月1日現在で、他の工事に従事していないこと。
- 建設業法第26条第1項及び第2項に基づく「土木工事業」の監理技術者(監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する)
 - 下水道管路施設の築造(新設・改築)又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。
 - 常勤の自社社員(在籍出向者、派遣社員は認められない。)であり、3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの
- ⑤ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。
- ⑥ ⑤の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、建設工事の建設工事の種類(土木一式工事)の完成工事高の年平均が「0(ゼロ)」でないこと。

(3) 単独企業又は共同企業体等の構成員

参加者は、最優秀提案事業者となり、当社と契約した場合、次の役割のすべてを担い、共同企業体等の場合は、各構成員が以下の役割を分担する。なお、「2.2.4. 各業務を行う者の要件」で示す各業務を行う者で複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

(ア) 当社との契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 2.2.4. で示す各業務の役割を分担する。

2.2.4. 各業務を行う者の要件

参加者の企業には、本業務の各業務を行う者として、以下の各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

(1) 統括管理業務を行う者の要件

① 配置予定「統括責任者」の要件

統括責任者は、本業務に関しての一元的統括管理業務、業務計画書及び報告書作成業務の管理業務等、本業務全体を包括した統括的な管理を担うものとする。

統括責任者として、本業務の監理技術者を配置するものとする。

なお、「定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務」における主任技術者又は「緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事」における主任技術者と兼務することは可能とする。

② 配置予定「副統括責任者」の要件

副統括責任者は、本業務に従事する者の技術上の指示監督や、統括責任者を補佐し統括管理業務を補助するとともに、統括責任者が不在のときは、統括責任者の職務及び権限を代務する。

副統括責任者として、下記の資格要件のすべてを満たす者を専任で配置しなければならない。専任で配置予定の技術者は、2022年6月1日現在で、他の工事に従事していないこと。

なお、「定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務」における主任技術者又は「緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事」における主任技術者と兼務することは可能とする。

(ア) 構成員の常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの

(イ) 流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）において業務責任者の経験を有する者。

(2) 定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務を行う者の要件

下記に示すすべての要件を一企業で満たす者を含むこと。

① 企業の要件

- 令和元・2・3年度大阪市入札参加資格者名簿(物品・委託)に承認種目「01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理」及び「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」の両方で登録されていること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第14条第1項に規定される次の許可を有していること。
大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可(許可項目:汚泥、がれき類)
- 流域下水道又は公共下水道の清掃業務(浚渫作業)について、元請による契約履行実績があり、かつ同施設の調査業務(テレビカメラ・目視)について、2011年度以降に元請による履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。

② 配置予定「主任技術者」の要件

- 下記の資格要件のすべてを満たす者を専任で配置しなければならない。専任で配置予定の技術者は、2022年6月1日現在で、他の工事に従事していないこと。
- (ア) 構成員の常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの
- (イ) 地方共同法人日本下水道事業団が実施する「第3種技術検定」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の合格者。
- (ウ) 流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）において業務責任者の経験を有する者。
- (エ) 「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」または「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を有する者。

(3) 定型的管理保全業務における緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事を行う者の要件

下記に示すすべての要件を一企業で満たす者を含むこと。

① 企業の要件

- 令和3・4・5年度大阪市入札参加資格者名簿（工事）に「010 土木一式工事」で登録、かつ希望種目（土木工事）で登録されており、経営事項審査の総合評定値（P点）が800点以上であること。
- 当社または大阪市発注の土木一式工事について、2011年度以降に元請による履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。
- 建設業法に基づく「土木工事業」にかかる特定建設業許可を有していること。

② 配置予定「主任技術者」の要件

- 修繕業務を実施する主任技術者として、下記の資格要件のすべてを満たす者を専任で配置しなければならない。専任で配置予定の技術者は、2022年6月1日現在で、他の工事に従事していないこと。
 - (ア) 構成員の常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、3か月以上の恒常的な雇用関係を有するもの
 - (イ) 建設業法第26条第1項に基づく「土木工事業」の主任技術者
 - (ウ) 下水道管路施設の築造（新設・改築）又は修繕工事において監理技術者又は主任技術者の経験を有する者。
- ③ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと。
- ④ ③の条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、建設工事の建設工事の種類（土木一式工事）の完成工事高の年平均が「0（ゼロ）」でないこと。

2.3. 参加資格確認基準日

参加者は、上記 2.2. に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、プロポーザル参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日（2022年2月10日）とする。

2.4. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止の措置を講じることとする。

- ① プロポーザル審査委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

2.5. 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者が契約締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該参加者は失格とする。

なお、共同企業体等における参加資格を喪失した場合の取扱いは、本実施要領の別添「管路調査清掃業務付き小規模維持工事における共同企業体等の取扱いについて」に基づくものとする。

2.6. 業務規模

本業務の契約上限額及び内訳は、「表 2-1」のとおりである。修繕等工事の工事価格と調査清掃等の委託役務業務の業務価格とを個々に積算し、その合計金額に消費税相当額加えたものを上限額として設定している。

なお、各業務の実施数量及び適用工種等は設計図書によるが、施工指示により工種の追加・削除・数量の増減を行うことがあり、その場合は精算対象とする。

表 2-1 契約上限額及び内訳

年度	上限金額	工事価格	業務価格	消費税相当額
2022年度	125,400,000円	80,000,000円	34,000,000円	11,400,000円
2023年度	300,300,000円	194,000,000円	79,000,000円	27,300,000円
2024年度	300,300,000円	194,000,000円	79,000,000円	27,300,000円
2025年度	174,900,000円	112,000,000円	47,000,000円	15,900,000円
合計	900,900,000円	580,000,000円	239,000,000円	81,900,000円

2.7. 募集に関する留意事項

2.7.1. 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7.2. 募集の取りやめ等

発注者は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、発注者は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が談合し又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

2.7.3. 応募の無効

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし企画技術提案書を提出できない。

2.7.4. 実施要領等の承諾

参加者は、【様式 1-1】又は【様式 1-2、2】参加表明書の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

2.7.5. 費用負担

参加表明書及び企画技術提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

2.7.6. 使用言語、単位等

応募に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

2.7.7. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他当社が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、当社は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

(2) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、当社が指示をした場合を除き認めない。

(3) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(4) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

2.7.8. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

2.7.9. 提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、当社の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

2.7.10. 1 参加者の複数企画技術提案の禁止

1 参加者は、1 つの企画技術提案しか行うことができない。

2.7.11. その他

当社は、プロポーザル実施要領等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、当社ホームページを通じて参加者に通知する。

また、募集公表以降、プロポーザル実施要領を補完又は修正する追加資料を当社が公表した場合は、当該追加資料がプロポーザル実施要領等の記載内容に優先するものとする。

なお、追加資料の公表は、当社ホームページで行う。

3. 募集、選定等の日程及び問合せ先

3.1. 各種手続きスケジュール及び方法

募集公表から契約締結までの日程、各種手続きの作成形式及び方法は、概ね「表 3-1」のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

また、募集に関して新たに通知が必要な事項が生じた場合についても、その内容を当社ホームページに掲載するものとする。

4. 募集に関する手続き等

4.1. 参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問の受付

参加者は、参加表明書及び参加資格確認書類の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

① 受付期間

2022年1月19日（水）から2022年1月25日（火）まで

② 提出方法

【様式12】質問書に必要事項を記入し、件名を「中浜C参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問（企業名）」として電子メールにより上記のアドレスへ送付すること。

4.2. 参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問への回答公表

参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問への回答は、2022年2月1日（火）に当社ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。

また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

4.3. 参加表明書及び参加資格確認書類の受付

参加者は、【様式1-1】又は【様式1-2、2】参加表明書とともに【様式3～8-4】参加資格確認書類（添付資料含む）を以下のとおり提出すること。

① 提出期間

2022年2月8日（火）から2022年2月10日（木）まで

（10時から17時まで。ただし12時15分から13時00分までを除く。）

② 提出方法

持参により提出すること。

③ 提出書類

「6.1. プロポーザル参加表明時の提出書類」を参照のこと。

4.4. 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、2022年2月25日（金）までに、参加者に対して通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

4.5. 企画技術提案書に関する質問の受付

企画技術提案者は、企画技術提案書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提

出すること。

① 受付期間

2022年1月19日（水）から2022年2月1日（火）まで

② 提出方法

【様式 12】質問書に必要事項を記入し、件名を「中浜C企画技術提案書類に関する質問（企業名）」として電子メールにより送付すること。

4.6. 企画技術提案書に関する質問への回答公表

企画技術提案書に関する質問への回答は、2022年2月25日（金）までに随時、当社ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。

また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

4.7. 企画技術提案書類の受付

企画技術提案者は、【様式 9-1】又は【様式 9-2】企画技術提案書提出届とともに【様式 10-1-1～様式 11】企画技術提案書他一式を以下のとおり提出すること。

① 提出期間

2022年4月20日（水）から2022年4月22日（金）まで

（10時から17時まで。ただし12時15分から13時00分までを除く。）

② 提出方法

持参により提出すること。

③ 提出書類

「6.2. 企画技術提案書提出時の提出書類」を参照のこと。

4.8. 応募の辞退

【様式 1-1】又は【様式 1-2、2】参加表明書の提出以降、企画技術提案書の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。

応募を辞退する場合は、2022年4月22日（金）17時までに、【様式 13】辞退届を持参により提出すること。

5. 最優秀提案事業者の決定等

5.1. プロポーザル方式審査委員会の設置

当社は、企画技術提案書等の最優秀提案事業者の選定を実施するため、「クリアウォーター-OSAKA 株式会社プロポーザル方式審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、「クリアウォーター-OSAKA 株式会社プロポーザル方式審査委員会設置要領」第3条の規定に基づき、企画技術提案書等の審査を行う。

5.2. 企画技術提案の審査

5.2.1. 企画技術提案に関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行う。

- ① 実施日時（予定） 2022年6月上旬
- ② 実施場所（予定） 本社会議室
- ③ 出席者 統括責任者を含む4名以下とすること。
- ④ その他

- (ア) ヒアリングにあたっては、提案書の補足説明のため紙媒体資料（以下、「ヒアリング配布資料」という。）を用いることができる。その場合、ヒアリング配布資料は8部用意すること。なお、ヒアリング配布資料は、Microsoft PowerPoint、Word 又は Excel 形式（Windows 版バージョン 2016 で確認できるもの）により作成することを基本とし、DVD等の電子媒体等で1部提出すること。
- (イ) 提案書と異なる、又は新たに追加された内容を含む資料は使用できない
- (ウ) ヒアリングは、1者あたり60分（準備5分・補足説明10分・質疑45分）程度を予定している。
- (エ) 実施日時や場所等については、詳細が決定した後、参加者に個別に通知する。

5.2.2 企画技術提案審査

企画技術提案審査の詳細については、別冊「提案評価基準」を参照すること。

5.3. 審査結果の通知等

審査結果は、最優秀提案事業者が決定した後、速やかに企画技術提案者全員に通知するものとする。

また、以下の内容を当社ホームページで公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

- ① 最優秀提案事業者（契約候補者）名と評価点
- ② 全企画技術提案者の名称（申込順とする。ただし、応募者が2者の場合は公表しない。）
- ③ 全企画技術提案者の評価点（得点順とし、最優秀提案事業者以外は記号（アルファベット）で表示する）
- ④ プロポーザル方式審査委員会委員の役職、氏名
- ⑤ プロポーザル方式審査委員会の会議録の概要
- ⑥ その他必要な事項

5.4. 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、その旨を速やかに当社ホームページで公表する。

5.5. 参加者が 1 者であった場合の取扱い

参加者が 1 者のみであった場合、別冊「提案評価基準」に従い審査を行い、技術評価点を委員会の委員の数で除した平均点が 400 点以上であれば最優秀提案事業者とする。

5.6. 契約手続き

5.6.1. 契約の締結

当社は、最優秀提案事業者と選定された者に本業務の契約交渉を行い、契約を締結する。

5.6.2. 最優秀提案事業者と契約を締結しない場合

当社は、下記のいずれかに該当し最優秀提案事業者と業務契約を締結できない場合は、次点者と選定された者と契約交渉を行うものとする。

- ① 本実施要領「2.2. 参加資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき又は最優秀提案事業者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により本契約の締結が不可能となったとき

6. 提出書類

6.1. プロポーザル参加表明時の提出書類

6.1.1. 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、当社から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 副本については、正本と同一内容のものとする。(提案者名のマスキングは不要)
- ② 各様式に文字数及び枚数の制限は設けないが、簡潔かつ明瞭に記述すること。本編以外に付属資料等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ③ A4 版ファイル綴じとし、背表紙のみに本業務名を記載すること。また、図面等で A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。
- ④ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ⑤ Microsoft Word 又は Excel 形式（Windows 版バージョン 2016 で確認できるもの）により作成することを基本とする。
- ⑥ 原則として横書きで記載すること。
- ⑦ 使用する文字サイズは 11 ポイント以上とする。
- ⑧ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

6.1.2. 提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、以下「表 6-1」に示す書類を 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。なお、副本 9 部の【様式 1-1】又は【様式 1-2、2 及び共同企業

体協定書の写し】の参加表明書については、写しを提出すること。

表 6-1 参加表明時の提出書類

提出書類		様式	作成要領等
参加表明書		1-1	・単独企業用。必ず押印すること
		1-2	・共同企業体等用。必ず押印すること
委任状		2	・共同企業体等に関する委任状を添付すること。
共同企業体協定書の写し		添付	・各構成員が押印した協定書の写しを添付すること。 ・組合として参加する場合は、本書の代わりに組合と各構成員が締結した文書等を提出すること。 ・構成員の出資割合については、参加表明時に必ずしも記載する必要はない。ただし、企画技術提案書提出時に構成員の出資割合を記載した覚書を添付すること。
参加資格確認書類	会社概要書	3	・共同企業体等の場合は、構成員ごとに作成し記入すること
	商業登記簿謄本 (登記事項証明書)	添付	・3 か月以内のもの(写し可)
	定款	添付	・最新のもの(写し可)
	建設業許可申請書 (副本)の写し	添付	(許可業種全て) 経營業務の管理責任者証明書(様式7号) 専任技術者証明書(様式8号(1)又は(2))もしくは 専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)
	資本関係・人的関係 等に関する調書	4	・共同企業体等の場合は、構成員ごとに作成し記入すること
	誓約書	5-1 5-2	・共同企業体等の場合は、構成員ごとに作成し提出すること
	各種許可取得状況	6	・参加資格要件を満たす許可について記載すること ・共同企業体等の場合は、構成員ごとに作成し記入すること
	許可の内容を確認できる資料	添付	・様式6に記載している添付資料を提出すること
	受注実績	7-1 7-2	・各業務における参加資格要件を満たす施工実績を記載すること(それぞれ最大5件まで、記載可) ・共同企業体等の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

受注実績を確認できる資料	添付	・契約書の写し及び参加資格要件を判断できる設計書・内訳書・特記仕様書の写しを添付
配置予定技術者調書	8-1 ～ 8-4	・参加資格要件を満たす技術者について記載すること ・技術者については、構成員企業も含め記載すること
調書の記載内容を確認できる資料	添付	・配置予定技術者調書に記載している資料を添付

6.2. 企画技術提案書提出時の提出書類

6.2.1. 作成にあたっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、当社から特別な指示がない限り、「6.1.プロポーザル参加表明時の提出書類 6.1.1.作成にあたっての留意事項」に準拠し作成すること。

なお、様式 10-4-3 から様式 10-8 までとそれに付随する添付資料については、提案者を特定できるような表現や企業名を避けること。

6.2.2. 提出書類

企画技術提案書提出時は、以下「表 6-2」に示す書類を 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。なお、副本 9 部の【様式 9-1】又は【様式 9-2】企画技術提案書類提出届については、写しを提出すること。また、企画技術提案書に関して目次及びページ番号を付与すること。

表 6-2 企画技術提案書提出時の提出書類

評価項目	評価内容	様式	作成要領等
企画技術提案書提出届	—	9-1 9-2	・必要事項を記載し、必ず押印すること ・共同企業体の場合、商号又は名称は代表企業名とし、その上段に共同企業体名を記入すること
業務実績	各業務を担当する企業の受注実績	10-1-1 ～ 10-1-3	・各業務における参加資格要件を満たす施工実績を記載すること (それぞれ最大 5 件まで、記載可)
	受注実績を確認できる資料	添付	・契約書の写し及び参加資格要件を判断できる設計書・内訳書・特記仕様書の写しを添付
企業の信頼性	地域の精通度	10-2	・参加資格確認書類 様式 3 会社概要書の記載内容と整合していること
	資格者の保有状況	10-2	・評価対象の資格者について記載すること ・両方の資格保有者は、上位の資格保有者として記載すること

	資格を確認できる資料	添付	・資格証等の写しを添付
業務実施体制	統括責任者	10-3-1	様式 8-1 の内容と整合すること
	副統括責任者	10-3-2	様式 8-1 の内容と整合すること
	配置予定技術者調書	10-3-3 10-3-4	様式 8-3、8-4 の内容と整合すること
	調書の記載内容を確認できる資料	添付	・資格証等の写しを添付
統括管理業務の要求事項に対する提案	施工予定企業	10-4-1	・下請け（再委託）企業も含め作成すること（提案書類提出時点で記載できる範囲で可）
	業務提携書等	添付	・下請け（再委託）企業と業務提携書等を締結している場合のみ添付
	作業従事者調書	10-4-2	・下請け（再委託）企業も含め作成すること（提案書類提出時点で記載できる範囲で可）
	効率的、効果的に業務を遂行するための方策	10-4-3	・できるだけ、具体的、定量的に記載すること
	提案の実効性が確認できる資料	添付	・必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること
定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案	効率的、効果的に業務を遂行するための方策	10-5-1 ～ 10-5-2	・できるだけ、具体的、定量的に記載すること
	提案の実効性が確認できる資料	添付	・必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること
定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案	緊急時に迅速かつ的確に対応するための方策	10-6-1 10-6-2	・できるだけ、具体的、定量的に記載すること
	提案の実効性が確認できる資料	添付	・必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること ・リース車両の場合は、契約書を添付すること

定型的管理保全業務(随時対応業務)に対する提案	施工不良を防ぐための作業手順・手法	10-7	・できるだけ、具体的、定量的に記載すること
	提案の実効性が確認できる資料	添付	・必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること
災害対応業務に対する提案	受注者として可能な支援内容	10-8	・下請け(再委託)企業も含めた支援内容が定量的にわかるよう作成すること
価格に対する提案	参考見積金額	11	・様式に従い作成すること

6.3. 参加表明書、参加資格確認書類又は企画技術提案書類に関する質問の提出書類

参加表明書、参加資格確認書類、又は企画技術提案書等を提出するにあたり、内容に関して質問がある場合は、以下「表 6-3」に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-3 参加表明書、参加資格確認書類又は企画技術提案書類に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
質問書	12	・提出は任意(質問がある者のみ提出) ・質問は、様式 1 枚につき 1 件とするので、質問が複数ある場合は、様式を複写して使用すること

6.4. 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、以下「表 6-4」に示す書類を 1 部提出すること。

表 6-4 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	13	・必要事項を記載し、必ず押印すること ・共同企業体の場合、商号又は名称は代表企業名とし、その上段に共同企業体名を記入すること

別添

管路調査清掃業務付き小規模維持工事における 共同企業体等の取扱いについて

この取扱いは、当社が発注する管路調査清掃業務付き小規模維持工事における「共同企業体」及び「組合（事業協同組合といった複数の企業により設立された団体全般を指す）」（以下、「共同企業体等」）についての基本的な取扱いを定めたものである。

なお、組合として参加する場合は、以下において「共同企業体」を「組合」に読み替えるものとする。

また、組合の場合は、「2 構成員の要件（1）及び（3）」を適用除外とし、共同企業体協定書の代わりに「組合と各構成員が締結した文書等」を提出すること。

1. 共同企業体の運営実態

本事業を複数の企業（以下、「構成員」）により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成員が一体となって業務を実施する共同方式とする。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員の数に、制限は設けない。
- (2) 共同企業体は、構成員の中から代表企業を 1 社選出すること。代表企業が当社との連絡窓口となり、各提出書類を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名を明確にすること等その他必要な諸手続を行うこと。
- (3) 構成員の出資比率の最低限度基準については、原則として、全体事業費に対し、各々が担当する業務の事業費率を、当該業務を担当する構成員数で除した 10 分の 6 以上の出資比率であるものとするが、事業実施量等も勘案し、柔軟に設定することができるものとする。ただし、代表企業の出資比率は構成員中最大とすること。（甲型の場合）
- (4) 各構成員の業務種別（役割分担）等について明確にしていること。（乙型の場合）

3. 必要書類

共同企業体として参加しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委任状【様式 2】
- (2) 共同企業体協定書の写し（構成員の出資割合については、参加表明時に必ずしも記載する必要はない。ただし、企画技術提案書提出時に構成員の出資割合を記載した覚書を添付すること。）

4. 資格審査

共同企業体の資格審査は次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル実施要領の「2.2 参加資格要件」に定める要件のうち「2.2.1 通則」の要件は、構成員の全てが満たすこと。
「2.2.3 参加者の条件等」に定める要件は、共同企業体として全ての条件を満たすこと。
- (2) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業として重複しての参加は認めない。
また、他の共同企業体等の構成員に重複してなることもできない。なお、他の参加者の再委託先となることもできない。
- (3) 代表企業が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。
代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

(例) 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事(2022)
共同企業体協定書 (甲型案)

(目的)

第1条 当共同企業体（以下、「企業体という。」）は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 当社発注に係る下水道管路施設維持管理等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受注
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇〇〇と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

る。

○○○○○○ ○○%

○○○○○○ ○○%

○○○○○○ ○○%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、一部業務の再委託先の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の適切な履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員が欠損金を負担するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第15条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。
- 3 脱退した構成員の出資の割合、出資金の返金、利益金等については、運営委員会にて協議の上決定する。

(構成員の除名)

第17条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第3項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第3項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第18条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇共同企業体構成員

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

会社名 ○○○○○○
代表取締役 ○○○○ 印

会社名 ○○○○○○
代表取締役 ○○○○ 印

(例) 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事(2022)
共同企業体協定書 (乙型案)

(目的)

第1条 当共同企業体（以下、「企業体という。」）は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 当社発注に係る下水道管路施設維持管理等業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「業務」という。）の受注
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇〇〇と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の履行後3か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受注できなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

所在地 〇〇府〇〇市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇〇〇〇〇

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務委託額)

第8条 当企業体の構成員の業務の担当は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものと

する。

○○○○○○ ○○業務、○○業務、○○業務

○○○○○○ ○○業務、○○業務、○○業務

○○○○○○ ○○業務、○○工事

- 2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の適切な履行に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び一部業務の再委託契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、各年度の業務完了の都度、決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、運営委員会にて協議の上決定し、構成員が欠損金を負担するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第15条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務の履行を完了

する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第15条第2項及び3項の規定に任ずるものとする。

(代表者の変更)

第18条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇共同企業体構成員

(代表者)

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

会社名 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇 印

中浜管路管理センター市下水道等
管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）

様式集

2022年1月

クリアウォーター-OSAKA 株式会社

この「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）様式集」（以下、「本書」）は、クリアウォーターOSAKA 株式会社（以下、「当社」又は「発注者」）が実施する「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」（以下、「本工事」）を委託するため、本業務を受注する民間事業者（以下、「受注者」）の募集及び選定を行う手続き等を定めるものである。

また、本書は、プロポーザル参加希望者（以下、「参加者」）に交付するものであり、本書及び別冊とともに以下の書類で一体を成すものである（これらの書類を総称して、以下、「プロポーザル実施要領等」）。

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 要求水準書
- ③ 提案評価基準
- ④ 様式集
- ⑤ 契約書（案）
- ⑥ 設計図書
- ⑦ その他、発注者が公表した書類
- ⑧ 上記に関する質問回答書

参加者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、当社に提出するものである。

様式一覧

様式 1-1	参加表明書（単独企業用）
様式 1-2	参加表明書（共同企業体用）
様式 2	委任状
様式 3	会社概要書
様式 4	資本関係・人的関係等に関する調書
様式 5-1	社会保険等に関する誓約書
様式 5-2	誓約書（暴力団排除）
様式 6	プロポーザル参加資格要件対象許可取得状況
様式 7-1	当社又は大阪市発注の土木一式工事の受注実績
様式 7-2	流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）の受注実績
様式 8-1	配置予定「統括責任者（監理技術者）」の経歴、資格
様式 8-2	配置予定「副統括責任者」の経歴、資格
様式 8-3	配置予定「定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務にかかる主任技術者」の経歴、資格
様式 8-4	配置予定「定型的管理保全業務における緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事にかかる主任技術者」の経歴、資格
様式 9-1	企画技術提案書提出届（単独企業用）
様式 9-2	企画技術提案書提出届（共同企業体用）
様式 10-1-1	統括管理業務を担当する企業の受注実績
様式 10-1-2	定型的管理保全業務における計画的実施業務を担当する企業の受注実績
様式 10-1-3	定型的管理保全業務における随時対応（修繕等工事）業務を担当する企業の受注実績
様式 10-2	地域の精通度、資格者の保有状況
様式 10-3-1	配置予定技術者調書（統括責任者）
様式 10-3-2	配置予定技術者調書（副統括責任者）
様式 10-3-3	配置予定技術者調書（定型的管理保全業務における計画的実施業務）
様式 10-3-4	配置予定技術者調書（定型的管理保全業務における随時対応（修繕等工事）業務）
様式 10-4-1	統括管理業務の要求事項に対する提案 1)
様式 10-4-2	統括管理業務の要求事項に対する提案 2)
様式 10-4-3	統括管理業務の要求事項に対する提案 3)
様式 10-5-1	定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案 1)
様式 10-5-2	定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案 2)
様式 10-6-1	定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案 1)
様式 10-6-2	定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案 2)
様式 10-7	定型的管理保全業務（随時対応業務）に対する提案
様式 10-8	災害対応業務に対する提案
様式 11	参考見積と積算根拠

様式 12

質問書

様式 13

辞退届

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

商号又は名称

所在地

代表者名

⑩

参 加 表 明 書 (単独企業用)

下記業務について、公募型プロポーザルへの参加を表明します。

なお、募集要件に定められたプロポーザル参加要件等を満たしていること、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名 : 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き
小規模維持工事 (2022)

2 添付書類

- ① 様式3 会社概要書
- ② 様式4 資本関係・人的関係等に関する調書
- ③ 様式5-1、5-2 誓約書
- ④ 様式6 プロポーザル参加資格申請書
- ⑤ 様式7-1、7-2 業務実績
- ⑥ 様式8-1～8-4 配置予定技術者調書

【担当者連絡先】

所 属 :

役 職 :

担当者名 :

電話番号 :

Fax番号 :

E-mail :

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

共同企業体名
代表企業商号又は名称
所在地
代表者名

㊞

参 加 表 明 書 (共同企業体用)

下記業務について、公募型プロポーザルへの参加を表明します。

なお、募集要件に定められたプロポーザル参加要件等を満たしていること、本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事名 : 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き
小規模維持工事 (2022)

2 添付書類

- ① 様式2 委任状
- ② 様式3 会社概要書
- ③ 様式4 資本関係・人的関係等に関する調書
- ④ 様式5-1、5-2 誓約書
- ⑤ 様式6 プロポーザル参加資格申請書
- ⑥ 様式7-1、7-2 業務実績
- ⑦ 様式8-1～8-4 配置予定技術者調書

【担当者連絡先】

所 属 :
役 職 :
担当者名 :
電話番号 :
Fax番号 :
E-mail :

3 共同企業体の構成

1. 代表企業：企業名 役割分担：	
商号又は名称	
所在地	
代表者名	⑩
連絡先 氏名	
所属	
所在地	
電話／F A X	
E-mail	
2. 企業名 役割分担：	
商号又は名称	
所在地	
代表者名	⑩
連絡先 氏名	
所属	
所在地	
電話／F A X	
E-mail	
3. 企業名 役割分担：	
商号又は名称	
所在地	
代表者名	⑩
連絡先 氏名	
所属	
所在地	
電話／F A X	
E-mail	
4. 企業名 役割分担：	
商号又は名称	
所在地	
代表者名	⑩
連絡先 氏名	
所属	
所在地	
電話／F A X	
E-mail	

(注1) 「役割分担」欄には、担当予定業務を記入すること。

(注2) 記入欄は適宜追加の上、記入すること。

委 任 状

(共同企業体における各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状)

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

提案参加 の企業	商号又は名称 所 在 地 代 表 者 名 ⑩
同上	商号又は名称 所 在 地 代 表 者 名 ⑩
同上	商号又は名称 所 在 地 代 表 者 名 ⑩
同上	商号又は名称 所 在 地 代 表 者 名 ⑩

(注) 記入欄は適宜追加の上、記入してください。

私たちは、下記の企業を共同企業体代表企業とし、「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」に関し、下記の権限を委任します。

委任企業	商号又は名称 所 在 地 代 表 者 名 ⑩
委任事項	1. プロポーザル参加資格申請に関する件 2. 提案に関する件 3. 応募辞退に関する件 4. その他入札・契約締結に関する件

※添付資料：共同企業体協定書の写し

会社概要書

①	商号又は名称	
②	本社所在地	
	〒	
②	当社と契約を締結する支店又は営業所	
	〒	
③	設立年月日	
④	資本金	円
⑤	年間売上高	円(年 月～ 年 月)
⑥	従業員数	人
⑦	主な業務内容	
⑧	本業務担当部署	
⑨	担当部署所在地	
⑩	担当部署の技術者総数	人
⑪	プロポーザル実施要領2.2.1.通則 申告	<input type="checkbox"/> 要件の①から⑩すべて満たしている

※添付資料：商業登記簿謄本（登記事項証明書）（3ヶ月以内のもの）(写し可)、定款、建設業許可申請書（副本）の写し

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

※⑪プロポーザル実施要領2.2.1.通則 申告については、実施要領2.2.1.通則の①から⑩までの要件をすべて満足している場合のみ、□に✓を記入すること

資本関係・人的関係等に関する調書

2022年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社

代表取締役 様

住所又は
事務所所在地
商号又は名称
氏名又は
代表者職氏名

印

参加表明書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

- 2～8の各項目に該当するものではありません。
- 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

親会社等・ 子会社等の別	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有者割合]
				()
				()

- 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

- 事業協同組合に加入している場合(*4)について

組合名

(注) 入札参加者が事業協同組合の場合、組合名簿を提出すること

- 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子(*5)の関係にある会社について

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

6. 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹(*6)の関係にある会社で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合の支店
(営業所を含む)の所在地が同一場所である他の会社について

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	代表者氏名	続柄

7. 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容 (○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

8. 自社の者で他者の当会社の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※該当する項目を○で囲むこと

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

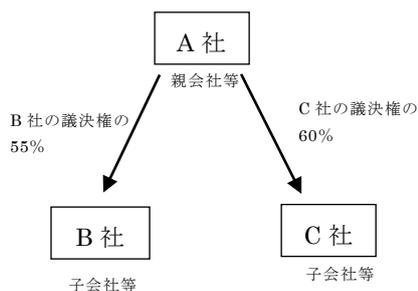
- 1 関係する会社は、業務委託入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること。
- 3 (*1)(*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること。
- 4 (*3)役員とは、法人の場合は取締役等。（会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。）また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 5 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。
- 6 (*5)夫婦、親子とは（参考2）の □ で囲まれた者。
- 7 (*6)血族の兄弟姉妹とは（参考2）の □ で囲まれた者。

（参考1）

<p>会社法（平成17年法律第86号）</p> <p>第2条（定義）</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 子会社</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの</p> <p>四 略</p> <p>四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 親会社</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの</p>
--

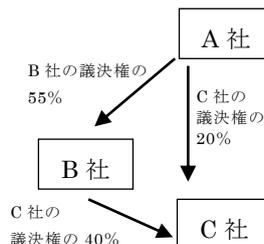
親会社、子会社の例

【例示1】



- A社はB・C社を記載
- B社はA・C社を記載
- C社はA・B社を記載

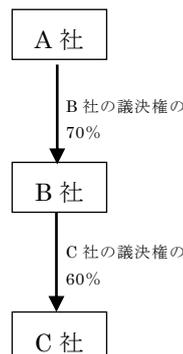
【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

- A社はB・C社を記載
- B社はA・C社を記載
- C社はA・B社を記載

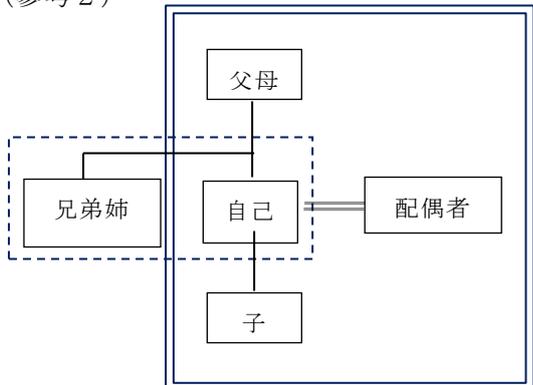
【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

- A社はB・C社を記載
- B社はA・C社を記載
- C社はA・B社を記載

（参考2）



(参考3) 会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう。(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

(4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己(自然人であるものに限る。)

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2)から(4)までに掲げる者であった者

(6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されている者に限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

社会保険等に関する誓約書

2022 年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社
代表取締役 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

Ⓔ

工事名称：中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）
を受注するに際して、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 社会保険等の法令で適用が除外されている保険を除き、事業主として社会保険等について適法に加入しています。

加入している保険 (該当する保険を☑してください。)	法令で適用が除外されている 保険がある場合はその理由 (該当するものを☑し必要事項を記載してください。)
<input type="checkbox"/> 雇用保険	<input type="checkbox"/> 従業員規模等による（従業員 人）
<input type="checkbox"/> 健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険組合への加入による
<input type="checkbox"/> 厚生年金保険	<input type="checkbox"/> その他（ ）

- 2 受注者となったときは、社会保険等に未加入の建設業許可業者を全ての回数において下請負人としません。

また、社会保険等に未加入の建設業許可業者をやむを得ず下請負人とするときは、当該社会保険等への加入指導を行い、定められた期間内に適切な措置をとります。

- 3 本書の記載事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

本書において社会保険等とは、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険をいいます。

2022 年 月 日

クリアウォーターOSAKA 株式会社
代表取締役社長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書 (暴力団排除)

私は、大阪市及び貴社が大阪市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、次の工事等を受注するに際して、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。

工事の名称：中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）

- 2 私は、大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、貴社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が貴社を通じて大阪市へ提出されること及び大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が大阪市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額 500 万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、（私が下請負人等である場合は元請負人を通じて）当該誓約書を貴社に提出します。
- 5 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、貴社から下請契約等の解除又は第二次以下の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

※この誓約書は、契約金額 500 万円以上の契約について提出してください。

※当初の契約金額が 500 万円未満の場合でも、契約変更により 500 万円以上となったときはその時点で誓約書を提出してください。

※単価契約についても、契約単価×数量が 500 万円以上となる場合は誓約書を提出してください。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

中浜様式 6

プロポーザル参加資格要件対象許可取得状況

企業名 _____

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

1. 大阪市入札参加資格承認番号

	承認番号	登録種目	希望種目
工事請負		010 土木一式 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	土木 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
業務委託		01 建物等各種施設管理 12 土木施設管理 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 12 土木施設管理 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	—

添付資料

- ・大阪市入札参加有資格者名簿情報の写し等

2. 建設業許可

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする営業所
年 月 日	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣許可 <input type="checkbox"/> 大阪府知事許可 第 号	<input type="checkbox"/> 特定・ <input type="checkbox"/> 一般 土木工事業	<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input type="checkbox"/> 従たる営業所 ()

- ・契約しようとする営業所においても上記許可を受けていること

添付資料

- ・建設業許可証明書の写し（発行日より3か月以内のものに限る）
国土交通大臣許可の場合、都道府県が国に代わり「許可確認書」等を発行している場合は、確認書等でも可
- ・建設業許可申請書（副本）の写しを提出すること
役員等の一覧表（様式第1号別紙1）及び営業所一覧表（様式第1号別紙2）

3. 経営事項審査における最新の総合評定値等

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値（P点）	完成工事高 （2・3年平均）
年 月 日	年 月 日	点	千円

添付資料

- ・経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

4. 産業廃棄物収集運搬業許可

許可年月日	許可番号	許可項目
年 月 日	<input type="checkbox"/> 大阪府知事許可 <input type="checkbox"/> 大阪市長許可 第 号	汚泥 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 がれき類 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

添付資料

- ・大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可書（許可項目：汚泥、がれき類）の写し

当社又は大阪市発注の土木一式工事の受注実績

2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。参加表明書の提出期限までに完了済みのものを最大3件まで記載。

商号又は名称：		
①	工 事 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要	
②	工 事 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要	
③	工 事 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要	

※添付資料：参加資格要件を確認できる契約書、仕様書等の写し

(必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。)

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

**流域下水道又は公共下水道の清掃業務（浚渫作業）かつ
同施設の調査業務（テレビカメラ・目視）の受注実績**

2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。参加表明書の提出期限までに完了済みのものを最大3件まで記載。

商号又は名称：		
①	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要	
②	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要	
③	業 務 名	
	発 注 機 関	
	契 約 金 額	金 円
	履 行 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要	

※添付資料：参加資格要件を確認できる契約書、仕様書等の写し

（必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。）

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

配置予定「統括責任者（監理技術者）」の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類	登録番号等		取得年月日
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

※1 プロポーザル実施要領「2.2.3.参加者の条件等（1）単独企業⑤又は（2）共同企業体等の代表④」の要件を満たす者について記載すること

※2 氏名にはふりがなをふること。

※3 保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。

監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するもの及びその他の保有資格については、資格者証等の写しを添付すること。

※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。

※5 主な業務経歴については、参加資格要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

配置予定「副統括責任者」の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類	登録番号等	取得年月日	
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

※1 プロポーザル実施要領「2.2.4.各業務を行う者の要件（1）統括管理業務を行う者の要件 ②配置予定「副統括責任者」の要件」を満たす者について記載すること

※2 氏名にはふりがなをふること。

※3 保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。

※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。

※5 主な業務経歴については、参加資格要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

配置予定「定型的管理保全業務における管きょ調査
又は管路清掃業務にかかる主任技術者」の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類		登録番号等	取得年月日
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

- ※1 プロポーザル実施要領「2.2.4.各業務を行う者の要件（2）定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務を行う者の要件 ②配置予定「主任技術者」の要件」を満たす者について記載すること
- ※2 氏名にはふりがなをふること。
- ※3 参加資格要件を満たしている保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。
- ※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。
- ※5 主な業務経歴については、参加資格要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

配置予定「定型的管理保全業務における緊急対応及び
随時対応業務のうち、修繕等工事にかかる主任技術者」の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名			所属	
生年月日	年	月	日	役職
保有資格				
資格等の種類		登録番号等		取得年月日
学歴				
職歴				実務経験年数 年
主な業務経歴				
年度	業務名		役割	発注者

※1 プロポーザル実施要領「2.2.4.各業務を行う者の要件 (3) 定型的管理保全業務における緊急対応及び随時対応業務のうち、修繕等工事を行う者の要件 ② 配置予定「主任技術者」の要件」を満たす者について記載すること

※2 氏名にはふりがなをふること。

※3 参加資格要件を満たしている保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。

※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。

※5 主な業務経歴については、参加資格要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

商号又は名称

所在地

代表者名

⑩

企画技術提案書提出届（単独企業用）

「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」
公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画技術提案書を提出します。

記

1 工事名 : 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き
小規模維持工事（2022）

2 添付書類

- ① 様式10-1-1～3 各業務を担当する企業の受注実績
- ② 様式10-2 地域の精通度、資格者の保有状況
- ③ 様式10-3-1～4 配置予定技術者
- ④ 様式10-4-1～3 統括管理業務の要求事項に対する提案
- ⑤ 様式10-5-1～2 定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案
- ⑥ 様式10-6-1～2 定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案
- ⑦ 様式10-7 定型的管理保全業務（随時対応業務）に対する提案
- ⑧ 様式10-8 災害対応業務に対する提案
- ⑨ 様式11 価格に対する提案

※ 提案のない様式については提出不要ですが、その旨がわかるようにこの提出届に記載しておいてください。

【担当者連絡先】

所 属 :

役 職 :

担当者名 :

電話番号 :

Fax番号 :

E-mail :

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

共同企業体名
代表企業商号又は名称
所在地
代表者名

㊟

企画技術提案書提出届（共同企業体用）

「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事」
公募型プロポーザル実施要領に基づき、企画技術提案書を提出します。

記

1 工事名 : 中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き
小規模維持工事（2022）

2 添付書類

- ① 様式10-1-1～3 各業務を担当する企業の受注実績
- ② 様式10-2 地域の精通度、資格者の保有状況
- ③ 様式10-3-1～4 配置予定技術者
- ④ 様式10-4-1～3 統括管理業務の要求事項に対する提案
- ⑤ 様式10-5-1～3 定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案
- ⑥ 様式10-6-1～2 定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案
- ⑦ 様式10-7 定型的管理保全業務（随時対応業務）に対する提案
- ⑧ 様式10-8 災害対応業務に対する提案
- ⑨ 様式11 価格に対する提案

※ 提案のない様式については提出不要ですが、その旨がわかるようにこの提出届に記載しておいてください。

【担当者連絡先】

所 属：
役 職：
担当者名：
電話番号：
Fax番号：
E-mail：

統括管理業務を担当する企業の受注実績

2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。参加表明書の提出期限までに完了済みのものを最大3件まで記載。

商号又は名称：		
①	工事又は業務名	
	発注機関	
	契約金額	金 円
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業務の概要	
②	工事又は業務名	
	発注機関	
	契約金額	金 円
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業務の概要	
③	工事又は業務名	
	発注機関	
	契約金額	金 円
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業務の概要	

※添付資料：加点要件を確認できる契約書、仕様書等の写し

(必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。)

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

定型的管理保全業務における計画的実施業務を担当する企業の受注実績

2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。参加表明書の提出期限までに完了済みのものを最大3件まで記載。

商号又は名称：		
①	工事又は業務名	
	位置づけ	<input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け
	発注機関	
	契約金額	金 円
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業務の概要	
②	工事又は業務名	
	位置づけ	<input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け
	発注機関	
	契約金額	金 円
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業務の概要	
③	工事又は業務名	
	位置づけ	<input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け
	発注機関	
	契約金額	金 円
	履行期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	業務の概要	

※添付資料：加点要件を確認できる契約書、仕様書等の写し

(必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。)

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

**定型的管理保全業務における随時対応（修繕等工事）業務を
担当する企業の受注実績**

2011年度以降に元請による契約履行実績を有していること。ただし、履行中のものは除く。参加表明書の提出期限までに完了済みのものを最大3件まで記載。

商号又は名称：	
①	工事又は業務名
	位 置 づ け <input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け
	発 注 機 関
	契 約 金 額 金 円
	履 行 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要
②	工事又は業務名
	位 置 づ け <input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け
	発 注 機 関
	契 約 金 額 金 円
	履 行 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要
③	工事又は業務名
	位 置 づ け <input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け
	発 注 機 関
	契 約 金 額 金 円
	履 行 期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	業 務 の 概 要

※添付資料：加点要件を確認できる契約書、仕様書等の写し

（必要に応じて仕様書等契約内容がわかる書類を求める場合があります。）

※共同企業体の場合は、構成員ごとに作成し記入すること

地域の精通度、資格者の保有状況

商号又は名称：	
・主たる営業所又は本店の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外 ・契約を締結する営業所の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外	
資 格 名	有資格者数（人）
1級土木施工管理技士	人
下水道管路管理総合技士	人
下水道管路管理主任技士	人

商号又は名称：	
・主たる営業所又は本店の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外 ・契約を締結する営業所の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外	
資 格 名	有資格者数（人）
1級土木施工管理技士	人
下水道管路管理総合技士	人
下水道管路管理主任技士	人

商号又は名称：	
・主たる営業所又は本店の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外 ・契約を締結する営業所の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外	
資 格 名	有資格者数（人）
1級土木施工管理技士	人
下水道管路管理総合技士	人
下水道管路管理主任技士	人

商号又は名称：	
・主たる営業所又は本店の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外 ・契約を締結する営業所の住所 <input type="checkbox"/> 大阪市内 <input type="checkbox"/> 大阪市以外	
資 格 名	有資格者数（人）
1級土木施工管理技士	人
下水道管路管理総合技士	人
下水道管路管理主任技士	人

※共同企業体の場合は構成員ごとに区分し記入すること。

※記入欄は適宜追加の上、記入してください。

※有資格者数を確認できる資料を添付すること。

配置予定技術者調書（統括責任者）

配置予定技術者の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類	登録番号等	取得年月日	
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

※1 評価項目及び配点基準のうち、加点要件を満たす者について記載すること

※2 氏名にはふりがなをふること。

※3 該当する保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。

※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。

※5 主な業務経歴については、加点要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

配置予定技術者調書（副統括責任者）

配置予定技術者の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類	登録番号等	取得年月日	
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

※1 評価項目及び配点基準のうち、加点要件を満たす者について記載すること

※2 氏名にはふりがなをふること。

※3 該当する保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。

※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。

※5 主な業務経歴については、加点要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

配置予定技術者調書（定型的管理保全業務における計画的実施業務）

配置予定技術者の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類	登録番号等	取得年月日	
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

※1 評価項目及び配点基準のうち、加点要件を満たす者について記載すること

※2 氏名にはふりがなをふること。

※3 該当する保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。

※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。

※5 主な業務経歴については、加点要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること

配置予定技術者調書（定型的管理保全業務における随時対応（修繕等工事）業務）

配置予定技術者の経歴、資格

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類	登録番号等	取得年月日	
学歴			
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

- ※1 評価項目及び配点基準のうち、加点要件を満たす者について記載すること
- ※2 氏名にはふりがなをふること。
- ※3 該当する保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。
- ※4 3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を証明するものの写しを添付すること。
- ※5 主な業務経歴については、加点要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等の写しを添付すること。

統括管理業務の要求事項に対する提案 1)
 (各業務を迅速かつ的確に行うための体制が構築できているか)

施工予定企業

①	商号又は名称	
②	本社所在地 〒	
③	本工事で担当する 業務内容	
④	業務提携の有無	業務提携書等 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は、業務提携書の写しを添付
⑤	会社の特徴	
⑥	加対象施工実績 (当社又は大阪市が 発注した業務・工事)	・管きょ調査清掃業務 <input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 協力(※) ※元請け以外の形態で業務を実施した場合 ・下水管路等の修繕工事 <input type="checkbox"/> 元請け <input type="checkbox"/> 下請け

- ※1 施工予定企業は、下請け(再委託)も含め企画技術提案書提出時点で予定している企業について記載すること。
- ※2 施工実績については、加点要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等を添付すること。

統括管理業務の要求事項に対する提案 2)

(現場作業班に状況判断、作業指示が的確にできる者の配置を予定しているか)

作業従事者調書

2022年1月1日現在

ふりがな 氏名		所属	
生年月日	年 月 日	役職	
保有資格			
資格等の種類		登録番号等	取得年月日
職歴			実務経験年数 年
主な業務経歴			
年度	業務名	役割	発注者

- ※1 配置予定技術者は、下請け（再委託）も含め企画技術提案書提出時点で予定している者について記載すること。
- ※2 評価項目及び配点基準のうち、「統括管理業務について 2) 現場作業班に、状況判断、作業指示ができる技術者の配置を予定しているか」の加点要件を満たす者について記載すること
- ※3 氏名にはふりがなをふること。
- ※4 該当する保有資格名を記入し、登録番号、取得年月日を記入すること。また保有資格の資格者証等の写しを添付すること。
- ※5 主な業務経歴については、加点要件を満たしていることを確認できる契約書、仕様書、それに付随する技術者届等を添付すること。

統括管理業務の要求事項に対する提案 3)

(効率的、効果的に業務を遂行するための実効性のある方策として以下の項目について提案しているか)

- ・各工事・業務の適切な実施の確認が行える、施工記録の作成手法や写真撮影手順等における工夫など具体的な提案をしているか
 - ・業務全体の品質管理や進捗管理の業務改善につながるモニタリング計画を提案しているか
- ※ 必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案 1)

(本管調査業務を効率的に施工するための実効性のある方策を提案しているか)

※ 必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

定型的管理保全業務（計画的実施業務）に対する提案 2)

(現場条件の厳しい（狭小道路埋設・高水位）箇所の調査手法について、これまでの経験、知見を活かした具体的な提案をしているか)

※ 必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案 1)

(緊急時（下水管閉塞・道路陥没・苦情）に迅速かつ的確に対応するための実効性のある方策として以下の項目について提案しているか)

- ・現場事務所や作業基地の位置と緊急時に確実に使用できる機材や車両（リース契約を含む）の種類、台数、緊急事案が同時に複数発生した場合に対応可能な班体制の確保など具体的な提案をしているか
- ※ リース車両の場合は、契約書を添付すること
- ・清掃、調査、修繕等を一連の作業として効率的に実施する方策など具体的な提案をしているか
- ※ 必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

定型的管理保全業務（緊急対応業務）に対する提案 2)

（現場条件の厳しい（狭小道路埋設・土被りの大きい・高水位・圧送管）箇所の緊急時対応について、これまでの経験、知見を活かした具体的な提案をしているか）

※ 必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

定型的管理保全業務（随時対応業務）に対する提案

（下水管路損傷箇所の修繕やます及び取付管の設置にあたり施工不良を防ぐための作業手順・手法など具体的な提案をしているか）

※ 必要に応じ、パンフレットや実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

災害対応業務に対する提案

(大規模地震や台風等の豪雨災害時に当社から要請があった場合に、受注者として提案できる支援内容、規模(動員人数・資器材等))

※ 必要に応じ、実施事例等実効性が確認できる資料を添付すること

参考見積と積算根拠

下記の参考見積金額総括表を参考に、作成し提出すること。

区 分	金 額	備 考
小規模維持工事		
1 (その1) 下水道施設整備 工事価格	円	
2 (その2) 施設管理工事 工事価格	円	
3 小規模維持工事 工事価格計	円	1+2
調査清掃業務		
4 直接業務費 (その1) 業務価格	円	
5 直接業務費 (その1) 業務価格	円	
6 調査清掃業務 業務価格計	円	4+5
7 工事・業務価格計	円	3+6
8 消費税等相当額	円	
9 工事・業務費計	円	7+8

質 問 書

2022年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

住 所
商号又は名称
代表者名
電話番号
FAX番号
担当者名及びE-mail

中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事
(2022) のプロポーザルについて、下記の質問をします。

質問箇所	書 類 名	
	ペ ー ジ	
	項 番	
	項 目	
質問内容		

- 注) 1 質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。
 2 質問は、本様式 1 枚につき 1 件とする。質問が複数ある場合は、複写して用いること。

2022年 月 日

クリアウォーターOSAKA株式会社
代表取締役 様

(共同企業体名)

(代表企業)

商号又は名称

所在地

代表者名

⑩

辞 退 届

当社は、2022年1月12日付けで公表された、「中浜管路管理センター市下水道等管路調査清掃業務付き小規模維持工事（2022）」に係るプロポーザルの募集に参加表明しましたが、

により参加を辞退します。

【担当者連絡先】

所 属

役 職

担当者名

電話番号

F A X 番号

担当者名及びE-mail

※共同企業体の場合、商号又は名称は代表企業名とし、その上段に共同企業体名を記入すること